

米国の自動車部品輸入制限

(L/5333、1983年5月26日採択)

【事実の概要】

1. 米国の1930年関税法337条は、米国への商品の輸入及び販売において、米国産業に被害を及ぼし、産業の確立を妨げ、又は米国の通商を制限若しくは独占する効果を有する不公正な競争方法及び不公正な行為を違法なものと宣言し、輸入差し止め等の救済措置を規定している。そして、そのような不公正な競争方法及び行為には、米国特許権を侵害する商品の輸入及び販売を含めていた。この結果、米国産品の生産者は、連邦裁判所における通常の特許侵害訴訟に服するのみであるが、輸入産品の生産者は、これに加えてさらに、米国国際貿易委員会(USITC)における337条の手続に服する可能性があった。

2. 1981年8月10日、USITCは、カナダ企業によるある種の自動車スプリング部品の米国への輸入及び販売が、米国特許権を侵害する商品の輸入及び販売に当たり関税法337条に違反するとして、この商品の一切の輸入を排除する命令を発した。これに対して、カナダ政府は、米国政府との協議の後、1981年11月3日のガット理事会において、ガット23条2項に従いパネルの設置を要求し、同年12月8日、理事会は、パネルの設置を決定した。

3. パネルにおけるカナダの主な主張は、(1)337条の適用から生じる国内産品と輸入産品との差別的扱いはガット3条の内国民待遇違反であり、(2)337条に基づく本件の輸入排除命令はガット11条違反であり、さらに、(3)これらのガット違反は、ガット20条(d)の例外規定によっても正当化されない、というものであった。これに対して、米国は、特許侵害事件における337条の適用は、米国特許法の遵守を確保するために必要な措置として、ガット20条(d)の下で正当化される等の反論を行った。

4. 1982年6月11日のパネル報告は、337条の適用に基づく本件の自動車スプリング部品の輸入排除命令は、ガット20条(d)の下で正当化されると判示した。ガット20条(d)についてのパネルの解釈は、理事会において多くの批判にさらされ、ほぼ1年後の1983年5月26日、パネル報告は、ようやく採択されたが、その際、本件パネル報告が337条のガット整合性に対する今後の異議申立を妨げないことが、書面により了解された。

【報告要旨】

1. 20条前文の適用

20条(d)が適用される場合には、本件の輸入排除命令と援用された他のガット規定との整合性の問題を検討する必要がないから、最初にまず、20条(d)の例外規定が本件に適用可能かどうかを考察すべきである。

20条前文の文言にいう「措置」とは、本件では、337条の規定及び手続に基づきUSITCが発した輸入排除命令である。当該排除命令は、米国特許を侵害するある種の自動車スプリング部品の輸入を一般的に対象とし、その原産国がカナダであるかどうかを問わないから、「同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で」は適用されていない。さらに、当該排除命令は、連邦官報に公表されており、かつ、もっぱら米国の特許権を侵害する自動車スプリング部品の輸入だけを対象としているから、「国際貿易の偽装された制限となるような方法で」は適用されていない。

2. 20条(d)の適用

本件は、米国特許法の下での特許権の侵害の申立に基礎を置くものであるから、その遵守が確保されるべき法令で、かつガットの規定に反しないものは、米国の特許法である。本件自動車スプリング部品は、製造方法が単純で、特許侵害を生じやすい。そのため、米国の民事訴訟手続は、被告とされた外国生産者以外の潜在的な特許侵害者から米国の特許権者を保護する実効的な手段ではない。したがって、337条の下でUSITCが発した輸入排除命令は、特許侵害製品である自動車スプリング部品の輸入及び販売を一般的に防止するものであり、特許権者の権利を保護し、かつ米国特許法の遵守を確保するために、20条(d)の意味で「必要な」ものであった。

以上の考察から、本件の輸入排除命令には20条(d)が適用され、したがって、本件における米国の行為を、援用された他のガット規定に照らして検討する必要はない。

3. 特許侵害事件における337条の利用に伴う一般的問題

本件の自動車スプリング部品に関するパネルの結論は、他の337条事件に必ずしも当てはまらない。例えば、ハイコスト・ハイテク製品で、米国内のユーザーの数がきわめて限られているような製品については、特許侵害に対する民事訴訟手続による救済が実効的であり、したがって、337条に基づく輸入排除命令が20条(d)の意味で「必要」であるとはいえない場合もあり得る。

国内の特許侵害については、裁判所による救済だけが認められているのに対して、外国からの特許侵害については、その救済が裁判所ばかりでなくUSITCによっても与えられるという二重手続の制度は、その簡素化と改善が考慮されるべきかもしれない。

【解説】

1. 20条(d)の適用のためのアプローチ

ガット20条(d)は、一定の場合にガット義務からの免除を認める例外規定である。論理的には、ガット締約国のある措置に20条(d)が始めから適用可能であることが明らかであれば、もはやガット義務の違反の存否は問題ではなくなる。したがって、最初に20条(d)の適用の可否を判断し、それが否定される場合にのみ、ガット義務の実質的違反の存否を検討しようとする本件パネルのアプローチは、訴訟経済的には望ましい。しかし、このアプローチによれば、あらゆるガット義務違反事件において、常にまず20条(d)の適用が問題となり、この規定が適用可能である限り、ガット義務の実質的違反の存否は確認されないことになる。その結果、20条(d)は、もはや例外規定としてのその本来的性格を失うことになるであろう。これに対して、本件の後、ECの付託により再び337条のガット整合性が争点とされた1989年1月16日のパネル報告(L/6439)は、もっぱらガット義務の実質的違反が存在する場合にのみ、その違反を正当化するものとして20条(d)の適用が問題となるとして、最初にまずガット義務の実質的違反の存否を検討するアプローチを採用した。このアプローチによれば、ガットにおける20条(d)の例外規定としての位置づけが明確になり、さらに違法性が阻却されるとはいえ、ガット義務違反の存在が明かとなることから、違反国に心理的圧力を加えることも可能になる。ガットにおいては、今後は後者のアプローチが採用されていくものと予想され、かつそれが望ましいように思われる。

2. 20条前文の要件の意味

20条(d)が適用されるためには、20条前文に掲げられる要件が充たされなければならない。このうち、当該措置を「国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないこと」という要件について、1981年12月22日の米国によるカナダからの鮪及び鮪製品の輸入禁止に関するパネル報告(L/5198)は、当該措置が公表されていればこの要件が充たされるとしたが、理事会におけるパネル報告の採択に際して、カナダはそれだけでは不十分であると主張した経緯があった。本件パネル報告は、当該排除命令が、連邦官報に公表されていることに加えて、もっぱら米国の特許権を侵害する製品の輸入だけを対象としたもので

あることを指摘して、この要件が充たされていると判示した。しかしながら、この要件が充たされるために、単なる公表以上に何が必要とされるかについて、本件パネル報告は、当該措置の正当性を示唆するようにも見えるが、必ずしも十分に明確ではない。

3. 20条(d)における「法令」と「措置」

20条(d)は、ガットに反しない「法令」の遵守を確保するために必要な「措置」をガット義務から免除するものである。カナダの主張は、必ずしも一貫していないが、関税法337条を「法令」とし、本件輸入排除命令を「措置」と捉えた。そして、337条がガットに反しているから、20条(d)は適用されないという論理を展開した。これに対して、米国は、337条は、何ら実体的な特許法を創設するものではなく、単に米国特許法を実施するための手段を規定するに過ぎないと主張して、米国特許法を「法令」とし、337条及びそれに基づく排除命令を「措置」と捉えた。パネルは、米国の主張を認めたが、カナダの主張を全く排除し得るかどうかは疑問である。なぜなら、337条は、輸入産品による特許侵害事件において、米国特許法の基準とともに、米国産業への一定の損害要件を導入して、新たに違法とされる「不公正な競争方法及び不公正な行為」という行為概念を創設した。そして、このような行為に対する救済措置として、輸入排除命令を規定するもので、必ずしも米国特許法の実施するための単なる手続的規定とは見なすことができないからである。さらに、パネルは、その遵守を確保すべき「法令」である米国特許法について、それがガットに反しないものであるかどうかの検討は何ら行っていない。もっとも、ガットそれ自体に特許に関する実体的規定が含まれていないから、無差別原則等の一般的原則は別にして、ガット整合性の十分な検討は本来的に不可能であるという点で、20条(d)には矛盾が内在するように思われる。いずれにしても、「法令」と「措置」をどのように捉えるかによって、結論が異なってくる可能性が十分に存在するといえよう。

4. 特許侵害事件における337条の適用一般について

ガットの紛争処理手続においては、いわゆる事件性を前提とすることなく、締約国の国内的制度の存在そのものを問題とすることができる。本件においても、カナダは、単に自動車スプリング部品に関する個別事件の救済を求めただけではなく、特許侵害事件における337条の適用一般をも問題とした。そのため、本件パネルに対する付託事項(terms of reference)も、337条に基づく自動車スプリング部品の輸入排除命令と特許侵害事件における337条の適用一般の双方について、ガット整合性の審査を求めるものであった。しかしながら、本件パネル報告は、もっぱら337条の個別具体的な適用としての自動車スプリ

ング部品に対する輸入排除命令についてのみ、そのガット整合性を検討し、337条の存在そのものについては、特許関連事件におけるその適用一般が必ずしも満足のいくものではないとの傍論を付すにとどまった。確かに、具体的な事件性を前提とせず、国内的制度の適用一般だけを問題とする場合には、ガット整合性の判断がきわめて困難なものとなることがありうる。しかし、本件パネル報告が示したような傍論は、パネルへの付託事項に対する回答としては不十分なものであるように思われる。本件パネルの対応は、上記1989年1月16日のパネル報告が337条の適用一般について踏み込んだ判断を下したのときわめて対照的である。

【参考文献】

Knight, Section 337 and the GATT: A Necessary Protection or an Unfair Trade Practice?, 18 Georgia J. Int'l & Comp.L. 47-83(1988).

(平 覚)